

6月15日（月） 知事会見

**「新しい生活様式」への移行や
第2波以降への備えを進めるための**

6月補正予算案、条例案

1 感染の状況

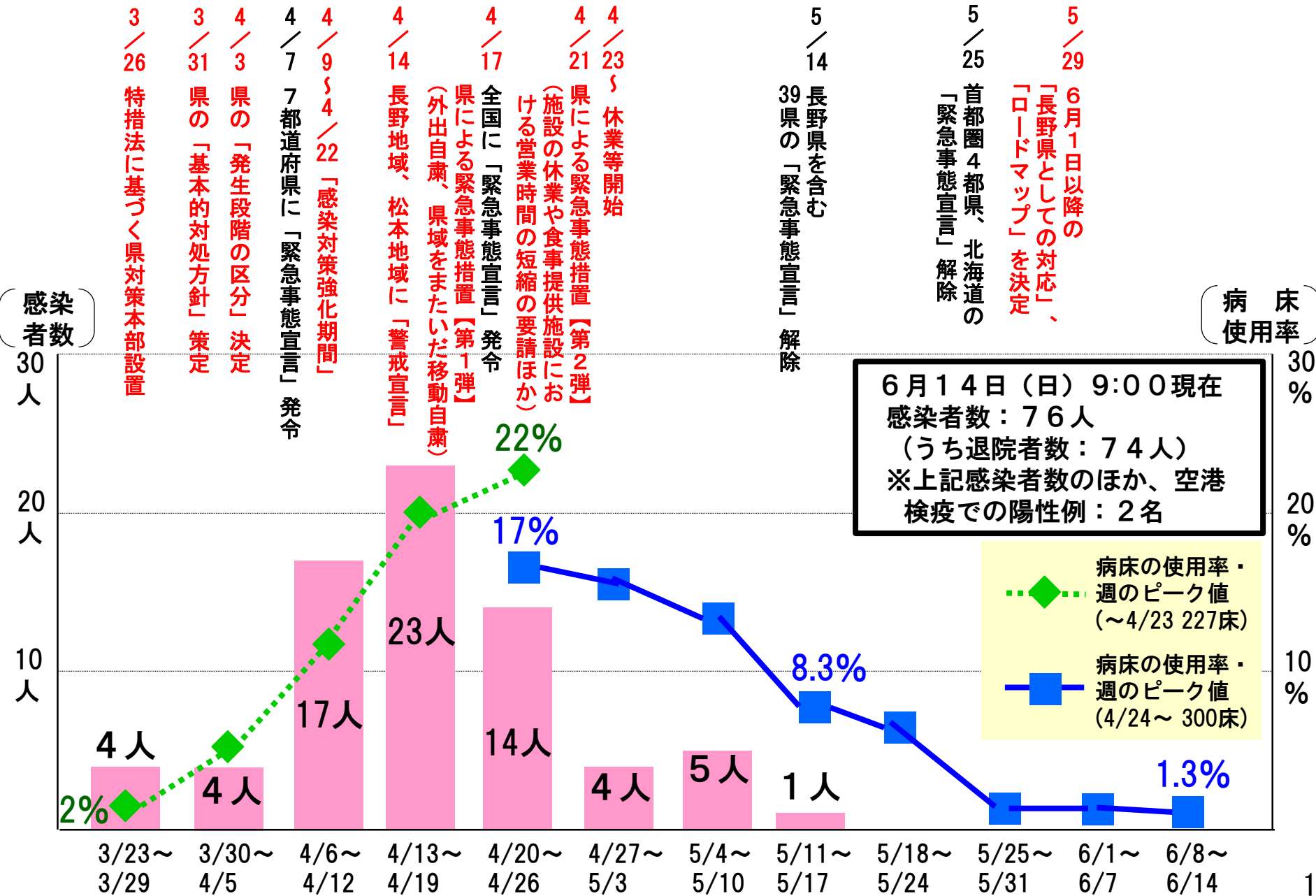
2 これまでの取組の状況

3 6月補正予算案の概要

4 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例案

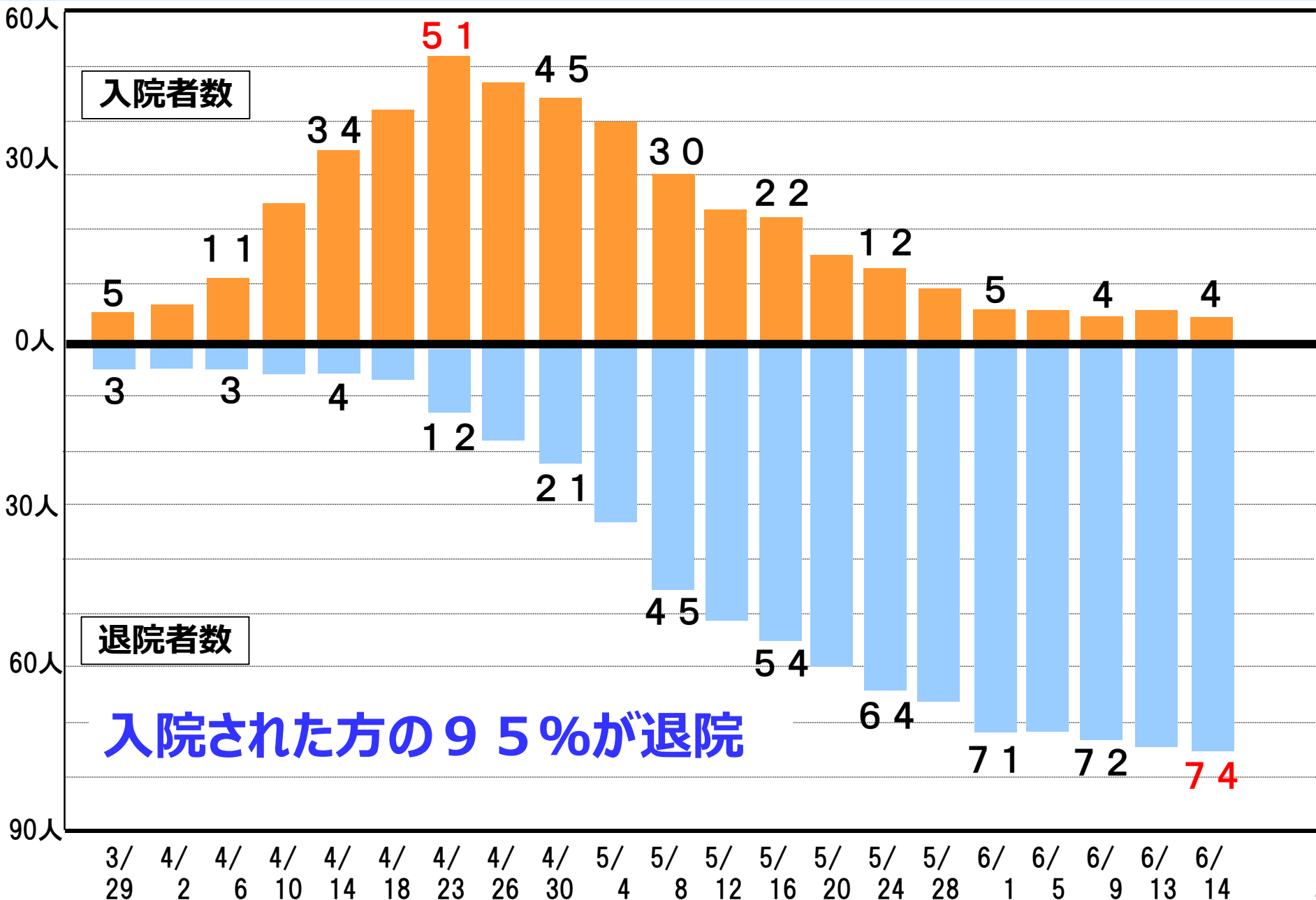
(骨子へのパブリックコメントを踏まえ、意見・提案を反映した箇所のみ説明)

県内の感染状況と病床使用率



入退院者数 (6月14日 9時現在)

※ 空港検疫所における陽性例：2名を含む
(1名入院中、1名退院)



入院された方の95%が退院

1 感染の状況

2 これまでの取組の状況

3 6月補正予算案の概要

4 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例案

(骨子へのパブリックコメントを踏まえ、意見・提案を反映した箇所のみ説明)

3月以降の新型コロナウイルス感染症対策予算

| 3月専決予算 (3/19 専決処分) | 4月補正予算 (4/28 可決成立) | 5月専決予算 (5/29 専決処分) | 6月補正予算案 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|
| 10億円 | 278.9億円 | 10.3億円 | 612.3億円 (総額 648.8億円) |

主な事業と予算額

| | | | |
|----------------------------------|------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| (1) 感染拡大防止策と医療提供体制整備 3.7億円 | (1) 検査・医療提供体制の強化 78.2億円 | (1) 「県民支えあい」による観光振興 4.6億円 | (1) 医療・福祉提供体制等の更なる強化 120.1億円 |
| (2) 学校の臨時休業により生じる課題への対応 6.3億円 | (2) 県内経済と県民生活の下支え 187.9億円 | (2) 事業者の「新しい生活様式」への移行支援 3.7億円 | (2) 医療・福祉従事者等への感謝・支援 107.8億円 |
| | (3) 遠隔教育環境整備 6.1億円 | (3) 雇用・就労支援 0.5億円 | (3) 県内経済の再生・暮らしへの支援 341.8億円 |
| | | (4) 第2波への備え 1.5億円 | (4) 「新しい生活様式」への移行支援 15億円 |
| | | | (5) 児童・生徒等の学びの保障 27.6億円 |

これまでの取組の状況 ①

医療提供体制

5月まで

- 患者受入体制
300人以上

- 軽症者宿泊施設
200人以上

6月以降

- 300人以上の患者受入体制の継続、
- 200人以上の軽症者宿泊施設の受入体制の継続、
- 重症者受入体制の充実の検討

検査体制

5月まで

- 外来・検査センター
6医療圏に設置

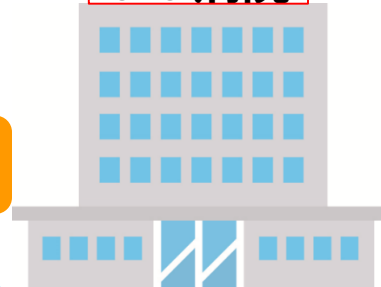
- 検査可能検体数
266検体／日

6月以降

- すべての医療圏にセンター設置（6月末までに）
※ 設置済：佐久、上田、上伊那、飯伊、木曾、松本、大北、長野、北信

- 検査可能検査数：300検体／日以上
（6月末までに）

● ● 病院





10医療圏で
センターを
運営

300検体／
日以上
の検査体制の
拡充を検討

これまでの取組の状況 ②

| 主な事業 | 予算額 |
|---|--------|
| 県・市町村連携 休業要請等に協力をいただいた 事業者への 協力金、支援金 <1事業者あたり30万円> | 45.1億円 |
| 県民支えあいによる観光消費拡大 県民向け「 長野県ふっこう割 」 旅行商品の販売 <最大、一泊5,000円の割引> | 1.1億円 |
| 飲食・サービス業の事業多角化 や「 新しい生活様式 」への転換 を支援 <事業者グループ：上限300万円> <個別事業者：上限135万円> | 6.8億円 |
| 新型コロナ対策推進宣言の店 の 登録拡大による感染防止対策の推進 | — |



| 取組の状況 |
|--|
| 支払い額（6/12現在） 6,772件、20.3億円 （申請件数：12,694件） |
| 約2万人泊分の旅行商品を販売 （6/12現在）  あなたの旅で、 長野を元気に。 |
| 事業者グループへの支援 212件、5.6億円 の申請受付 （6/3現在：第2回申請〆切時） |
| 個別事業者への支援 （国の持続化補助金に上乗せ） 75件 の申請を受付 （5/29現在：第1回申請〆切時） |
| 登録店数： 1,806店 （6/12現在）  |

1 感染の状況

2 これまでの取組の状況

3 6月補正予算案の概要

4 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例案

(骨子へのパブリックコメントを踏まえ、意見・提案を反映した箇所のみ説明)

6月補正予算案

一般会計

648億8,350万円

(うち新型コロナウイルス感染症対応 **612億2,720万円**)

【ポイント】

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

国の補正予算を最大限活用し、「新しい生活様式」への移行や第2波、第3波への備えを進めつつ、県内経済の再生や暮らしへの支援、児童生徒等の学びの保障に取り組む

(2) 令和元年東日本台風からの復旧・復興

医療提供体制等の強化

- ◆ 第2波・第3波に備え、安心して受診できる医療体制を確保
- ◆ 医療従事者の処遇改善

<これまでの主な取組>

■ 医療提供体制の整備

- ・ 500人患者等受入体制の確保【患者受入体制300人以上、軽症者宿泊施設等200人以上】
(設備整備支援、患者受入医療機関への協力金支給、空床確保料の助成)

■ 検査体制の整備

- ・ 一日当たり266検体の検査体制の構築(6月末までに300検体以上の検査可能な体制の構築)
- ・ 外来・検査センターの設置(5月末までに6医療圏に設置済み、6月末までに10医療圏に設置)

<令和2年度6月補正予算案の主な取組>

■ 医療提供体制等の強化 70億8045万5千円

- ・ 病院、診療所、助産所、訪問看護ステーション、薬局における感染拡大防止対策に必要な経費を助成し、安心して受診できる環境を整備(動線確保やレイアウト変更、消毒実施等への支援)
- ・ 地域医療の要となる救急・周産期・小児医療機関の院内感染防止に必要な設備整備等を支援(陰圧装置等)
- ・ コロナ患者受入専用病棟等の設備整備支援(エコー、撮影装置等)、空床確保料の助成
- ・ 感染不安のある妊婦の分娩前のPCR検査費用を公費で負担

■ 医療従事者等への感謝・支援 107億8187万3千円

- ・ 医療従事者等の処遇改善を図るため、特殊勤務手当を充実する医療機関等に助成【「助け合いふるさと寄付金」活用事業】
- ・ 帰宅が困難な医療従事者の宿泊費等を助成
- ・ 慰労金の支給(1人当たり20万円、10万円、5万円)

県内経済の再生に向けた事業者支援

- ◆消費を喚起し、地域経済を活性化
- ◆中小・小規模事業者の資金需要に対応
- ◆外出自粛・往来自粛の影響を受けた事業者、顧客との密接を避けられない事業者を支援

<これまでの主な取組>

■ 資金繰り等の支援

- ・中小企業融資制度資金に、3年間実質無利子、無担保、5年間元金据置の資金メニュー等を創設
- ・県からの休業要請等に協力いただいた事業者に対し、市町村と協調し協力金・支援金を支給

■ 新事業展開への支援

- ・テイクアウトや宅配など新事業形態に転換するサービス事業者等のグループや小規模事業者を支援

<令和2年度6月補正予算案の主な取組>

■ 地域支えあいによる消費促進 50億円

- ・地域における消費喚起により事業者を応援するため、市町村によるプレミアム付き商品券の販売等を支援

■ 県外誘客による観光需要の喚起・拡大 9億862万円

- ・全国からの誘客を促進するため、日帰り・宿泊旅行の割引や観光プロモーションを実施

■ 資金繰り支援の強化 241億8770万9千円

- ・中小企業融資制度資金の融資可能額を拡大（過去最大の2500億円を確保）し、資金繰りへの支援を強化

■ 生産性向上・感染防止策等への支援 14億6436万円

- ・観光関連サービス事業者等を核とするグループに対し、生産性向上の取組を支援
- ・顧客との密接を避けることが難しい理美容業等の小規模事業者に対し、感染防止のための取組を支援
- ・安全・安心な運行を継続するため、バス・タクシー事業者が実施する感染防止策を支援
- ・山小屋が取り組む公益的機能の維持や感染防止策を支援

県民の暮らし・雇用への支援

- ◆失業者等の就労促進・雇用のミスマッチを解消
- ◆ひとり親世帯など県民生活を下支え

<これまでの主な取組>

■ 就労支援

- ・市町村や企業等とともに、長野県社会福祉協議会に基金を造成し、失業者等の就労を緊急的に支援
- ・感染症の影響で失業した方等を県非常勤職員に採用

■ 生活資金の確保

- ・生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金：最大20万円、総合支援資金：最大60万円）
償還時の収入が住民税非課税世帯相当である世帯に最大16万円補助（据置期間を2年に延長）【県独自支援】
- ・安定した住まいの確保（住居確保給付金、入居保証支援、県営住宅の家賃減免・一時入居）

<令和2年度6月補正予算案の主な取組>

■ 就労支援 1億4546万8千円

- ・地域振興局の「就業支援デスク」を強化し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など寄り添った就労支援を実施
- ・「ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業」の支援枠を拡充し、より多くの失業者や就職困難者の正規就労を支援

■ 支援体制の強化 2920万5千円

- ・県生活就労支援センター「まいさぼ」の相談体制を強化（県内9か所に各1名増員）
- ・子どもや障がい者、高齢者など困難を抱える方への支援を行うNPO法人等の活動を支援

■ 生活資金の確保 37億605万4千円

- ・生活福祉資金の特例貸付の実績を踏まえ、貸付原資を大幅に増額（10.8億円→44.1億円）
- ・住居を喪失している方等に住居確保給付金を支給し、安定した住まいを確保
- ・子育て負担の増加や収入減が生じているひとり親世帯を支援（給付金：1世帯5万円、第2子以降3万円等）

児童生徒等の学びの保障

◆安心して学べる環境整備

◆臨時休業中の学習の遅れを回復

◆ICTを活用した学びの定着

<これまでの主な取組>

■ 教育現場における感染症対策

- ・ 県立学校等での感染拡大を防止するため、マスク、消毒液等を確保
- ・ 特別支援学校におけるスクールバスの増便により通学時の感染リスクを低減

■ ICTを活用した遠隔教育

- ・ 県立学校にタブレット端末を整備（R2年度中に県立高校では3人に1台を配備）
- ・ インターネット接続環境がない家庭にモバイルルータを貸与
- ・ インターネット上に家庭学習を支援するポータルサイトを整備

<令和2年度6月補正予算案の主な取組>

■ 教育現場における感染症対策 12億3580万1千円

- ・ 県立学校各校のニーズに応じて消毒液や教材等を購入
- ・ 保育所や幼稚園等における感染症対策や相談窓口設置を支援

■ 就学機会の確保と学習の遅れの回復 13億2052万4千円

- ・ 感染拡大の影響により家計状況が急変した世帯の授業料を減免
- ・ 補習等に対応する学習指導員等を追加配置
- ・ 公立学校における消毒等の感染症対策業務や健康管理業務等をサポートするスタッフを追加配置

■ ICTを活用した学びの定着 1億6249万3千円

- ・ 家庭でのオンライン学習に係る通信費を支給（奨学給付金を1人当たり1万円増額）
- ・ 機器の設定や操作研修を行う人材を県立学校へ派遣
- ・ 私立高等学校等におけるタブレット端末等の整備を支援

1 感染の状況

2 これまでの取組の状況

3 6月補正予算案の概要

4 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例案

(骨子へのパブリックコメントを踏まえ、意見・提案を反映した箇所のみ説明)

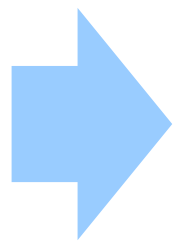
パブリックコメント（5/28～6/10）の結果

寄せらせた意見・提案

110件（61名）

条例案への反映

(1) 休業等の協力要請に際して、事前の民主的コントロールが不可欠



- ・「協力の求め等を行うこととしたとき議会への報告」を追加
- ・「専門家の意見を必ず聴く」旨を規定
- ・「市町村の長を代表する者への意見聴取」を明記

(2) 将来、新型コロナウイルスの亜種や変種が確認された場合に対応できる必要があるのではないか



- ・「施行後2年以内を目途に見直しを行う」旨を追加

(3) 県民だけでなく事業者にも感染防止策の情報を提供してほしい



- ・「事業者への情報提供」を追加

まん延を防止するための協力の求め等

- (1) 県対策本部長は、新型コロナウイルス感染症がまん延していると認められる地域との人の往来を誘発させる施設のうち基本的方針で定めるものの管理者・当該施設を使用する催物開催者に対し、当該施設の使用制限・停止、催物の開催制限・停止その他基本的方針で定める措置を講ずるよう協力を求めることができる
- (2) 条例対策本部長は、まん延防止のため必要があると認めるときは、以下の協力を求めることができる
 - ① 県民及び県の区域に滞在する者
居宅等から不要不急の外出をしないことその他まん延防止に必要な協力
 - ② 政令第11第1項に規定する施設の管理者・当該施設を使用する催物開催者
当該施設の使用制限・停止、催物の開催制限・停止その他政令第12条各号に掲げる措置のうち基本的方針で定めるものを講ずることを検討すること
- (3) 上記の協力の求めは、必要最小限のものでなければならない

意見の聴取

県対策本部の長は、次に掲げる場合は、あらかじめ、市町村の長を代表する者及び新型コロナウイルス感染症等に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない

- (1) 基本的方針を策定し、又は変更する場合
- (2) （外出自粛や施設の使用制限等の）協力の求めを行う場合

※ 骨子中の「ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。」に係る規定は盛り込まない

議会への報告

知事は、次に掲げる場合は、速やかに、その旨を議会に報告しなければならない

- (1) 県対策本部を設置し、又は廃止することとした場合
- (2) 基本的方針を策定し、又は変更することとした場合
- (3) （外出自粛や施設の使用制限等の）協力の求めを行うこととした場合

患者、医療関係者等への配慮

県民等は、患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等のり患又はそのおそれがあること、感染防止対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない

条例の見直し

県は、この条例の施行後2年以内を目途として、関係法令の改廃の状況、医学医療の進歩の推移、新型コロナウイルス感染症等の発生及びまん延の状況、新型コロナウイルス感染症等の病原体の変異等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる